

CO・OP 学生総合共済 重要事項説明書 (ご契約にあたってご了承ください) 2022.10版

この重要事項説明書は、契約内容となる事項のうち、ご加入にあたって特にご確認いただきたい内容を、【契約概要】および【注意喚起情報】に記載したものです。**必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。**不明な点はご加入の生協にお問い合わせください。重要事項説明書は、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。

I. 契約の基本的なことから【契約概要】

1. 商品のしくみ

- ①特徴
- CO・OP学生総合共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、コープ共済連)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員になっていただく必要があります(⇒「③契約者または被共済者の範囲」参照)。
 - 学生向けの保障(以下、G1200コース)と、卒業時にご案内する新社会人コース(以下、B1200コース)の契約では、学生総合共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。
- ※共済事業規約・細則および共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。
https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/
- ※B1200コースの満期時にお手続きがなく《たすけあい》告知緩やか1000円コースに自動移行するとき、ご加入の生協によってはその生協が加盟する連合会とコープ共済連の共同引受となる場合があります。



- ②保障期間等
- 共済期間は1年ですが、解約等のお申し出がない限り、学生の期間(最長満35歳の満期日まで)*1は自動的に契約を更新します。
 - G1200コースについて、卒業や退学等で学生でなくなった場合は、共済期間の途中であっても、学生でなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の場合は退学日)をもって契約は解約となります。

- *1 B1200コースの場合、最長満30歳の満期日まで
【2023年4月6日発効契約の例(卒業予定年月:2027年3月)】
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 発効日 | 満期日 | 保障終了日 |
| 2023年4月6日 | 2024年4月30日 | 2027年3月31日 |

共済期間(掛金払込期間)	以後1年ごとに契約を更新し、最長で1年*2
掛金払込方法：月払	①学生でなくなった日
掛金払込経路：口座振替*3	②満35歳となった日以後初めての満期日 のいずれか早い日まで継続できます*4。

- *2 発効日が月の1日でない場合は、発効応当日(発効日の1年後にあたる日)の属する月の末日が満期日となります。
- *3 ご加入の生協により、口座振替以外の払込経路を利用できる場合があります。
- *4 B1200コースの場合、満30歳となった日以後初めての満期日まで継続できます。

II. 特にご注意いただきたいことから【注意喚起情報】

1. 契約申込の撤回(クーリングオフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面により申し込みを撤回できます。

2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

3. 契約の成立と発効および保障の開始

コープ共済連が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が振り替えられた場合、契約は発効日に成立したものとみなします。契約の発効および保障の開始は、加入コースおよび申し込みの種類ごとに次のとおりです。
【G1200コース】

新規の申し込み*1、または《たすけあい》からの移行の申し込み	申込日の翌日または学生に該当した日のいずれか遅い日の午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。(移行の申し込みの場合、移行前の契約は発効日の前日で終了となります)。
更改(保障内容等の変更)の申し込み	更改前契約の解約日(更改後契約の初回掛金の払込日を解約日とします)の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。

【B1200コース】	
学校の卒業に伴うG1200コースからの申し込み	G1200コースの保障終了日(卒業予定年月の末日を保障終了日とします)の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
学校の退学に伴う更改(保障内容等の変更)の申し込み	退学日の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
上記以外の理由による更改(保障内容等の変更)の申し込み	更改前契約の解約日(更改後契約の初回掛金の払込日を解約日とします)の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。

- ※掛金額、保障内容については保障表、満期時の手続き、満期金、解約返戻金等については契約意向確認書をご覧ください。
- ③契約者または被共済者の範囲
- 契約者または被共済者になることができるのは、次の範囲の方に限ります*5。

契約者	生協の組合員、または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次のア～ウをすべて満たす方 ア. 学生である方*6 イ. 契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のいずれかの方 ウ. 満18歳～満34歳の方*7

- *5 B1200コースへの申し込みは、G1200コースからの更新または更改に限りします。
- *6 大学生、短期大学生、大学院生、高等専門学校生、専門学校生、大学校学生を指します。ただし、B1200コースの場合、この要件は不要です。
- *7 B1200コースの場合、満18歳～満29歳の方

- ④加入限度
- 1人の被共済者につき1契約のみ加入できます。
- ⑤割戻金
- 決算後に剰余金が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法にてお支払いします。

2. 共済金の受取人

- ①共済金の受取人は契約者*8です。
- ②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。
- 第1順位：①契約者の配偶者 第2順位以下：次の②～⑤の順

契約者と	同居している	②契約者の親族 ③契約者の配偶者の親族
	同居していない	④契約者の親族 ⑤契約者の配偶者の親族

- ※親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。
- ③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。
- *8 契約者の意思が確認できない状態となったときに共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

- *1 新規の申し込みと生協加入の申し込みを同時に行う場合(初回掛金とあわせて生協出資金を振り替える場合)、1回目の請求で振替ができなかったときは、翌月再度1ヵ月分の掛金と生協出資金を請求します。この場合、契約は生協出資金を含む金額が振り替えられた日の翌日に発効します。

- ※契約者の了承を得て、申込日の翌日以降の任意の日を発効日とする場合があります。
- ※個人賠償責任保険をあわせて申し込む場合、学生総合共済の契約とは発効日が異なる場合があります。

4. 掛金の払込猶予期間

掛金は、生協がお知らせした振替日に、ご指定の金融機関口座から振り替えます。

初回掛金	2ヵ月続けて振替ができないと、契約は不成立となります。
2回目以降の掛金	4ヵ月続けて振替ができないと、契約は失効します。

※掛金の振替ができなかった場合は、過去振替ができなかった掛金を合計して、次回の振替日に請求します。

5. 共済金をお支払いしない主な場合

次のような場合など、共済金をお支払いしないことがあります。

- 共済事由に該当しない場合
共済事業細則に定める「入院」の定義にあたらな入院や、共済事業規約に定める支払対象手術に該当しない手術、不慮の事故(急激かつ偶然な外因による事故)によらない通院などの場合
- 契約が無効となった場合
発効日(更新日)において契約者または被共済者の範囲外であった場合や、学生総合共済を複数契約していた場合(発効日の最も早い契約を残し他の契約は無効となります)
- 告知義務違反により契約が解除となった場合
告知された内容が事実と相違し、告知義務違反により契約が解除となった場合
- 次のような重大事由により契約が解除となった場合
故意に共済事由を発生させた場合／共済金請求の際に詐欺を行った場合／他の共済、保険等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合／

次ページへつづく ➡

- ➡ 契約者、被共済者または共済金受取人が、コープ共済連の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由がある場合 等

- 契約が失効した場合
掛金の払い込みがなされず契約が失効した場合
- 契約が取消しとなった場合
契約の申し込みにあたり、詐欺または強迫の行為があり、契約が取消しとなった場合
- 次のような主な免責事由に該当した場合

新規契約の発効日の前日以前に罹患していた病気または受傷していたケガを原因として、新規契約の発効日から1年以内に発生した共済事由の場合*2(先進医療保障を除く)
契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失／被共済者による犯罪行為／無資格運転または酒気帯び運転／精神障害または泥酔／薬物依存／他覚症状のないむちうち症・腰痛・背痛／被共済者の病気に起因して生じた事故による共済事由の場合／被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)にともなう原因による場合／違法薬物による場合／指定職業の就業に伴う原因による場合*3
*2 《たすけあい》からG1200コースへの移行により共済金額が増額した場合、増額部分のみ新規契約と同様の取扱いとなります。
*3 B1200コースに限ります。なお、指定職業とは格闘家・軽業師等、テストドライバー等、競馬・競輪等の職業競技者、海外派遣中の国際平和協力隊員等を指します。

6. 共済金を削減する主な場合

先進医療保障を付帯する契約について、先進医療保障の発効日の前日以前に罹患していた病気を原因として、発効日から1年以内に受けた先進医療について共済金をお支払いする場合、次のとおり共済金を削減してお支払いします。

発効日から90日以内は共済金額の30%、91日～180日以内は50%、181日～1年以内は70%の支払い
--

個人賠償責任保険(臨時費用補償及び賠償事故解決特約)重要事項説明書

B21-0338-20230831

この書面はご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入の前に必ずお読みいただき、お申し込みください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、ご契約のしおりをご参照ください。

1. 商品のしくみおよび引受条件等

- (1)商品のしくみおよび引受条件
- ①この保険は、コープ共済連を保険契約者とする団体契約の個人賠償責任保険です。CO・OP共済《たすけあい》、《あいがらす》プラチナ85、ゴールド85、ゴールド80、CO・OP学生総合共済の契約(以下「CO・OP共済の契約」といいます。))に追加して加入できます。
- ②賠償責任保険普通保険約款に個人特別約款を付帯する方式で引き受け、ご契約金額3億円を限度とします。
- ③引受幹事保険会社を共栄火災とし、複数の保険会社が引受を行う共同保険です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社および引受割合はコープ共済連のホームページでご確認ください。

- (2)保障内容
- ①保険金をお支払いする場合
日常生活の偶然な事故や被保険者^(注)が居住する住宅の所有、使用または管理に関わる偶然の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能としたことで、被保険者^(注)が法律上の賠償責任を負った場合に保障します。
お支払いする保険金には損害賠償金、争訟費用、応急手当等費用、損害防止費用、保険会社への協力費用、被保険者の示談交渉費用などがあります。また、被害者が死亡した場合および被害者が病院または診療所に20日以上入院した場合には臨時費用保険金をお支払いします。詳細はご契約のしおりをご参照ください。
(注)被保険者は、保障の対象となる方でCO・OP共済の契約者本人の他に、契約者本人の配偶者、本人または配偶者と同居する親族および別居の未婚の子が含まれます。また、上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者(親族に限ります。))も被保険者に含まれます。
※加害者が複数の場合、または相手方に過失がある場合は、割合に応じて責任を負います。
※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。
※二重に加入した場合、お支払限度額は2倍になりますが、保険金は二重に支払われません。(実際の損害額以上にお支払いすることはありません。)
- ②保険金をお支払いできない主な場合
- 被保険者が他人の物を借用、管理中に壊したりした場合／●被保険者の故意によって生じた場合／●被保険者と同居する親族に対する場合／●被保険者の職務遂行に直接起因する場合／●車・バイクの所有、使用、管理に起因する場合…など
- (3)保障開始日および保険責任期間
保障開始日は初回保険料振替日の翌日です。保障終了日は9月30日と

7. 解約と解約返戻金

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。また、G1200コースは、卒業や退学等で学生でなくなった場合、学生でなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の場合は退学日)をもって、契約は解約となります。なお、解約返戻金はありません。

8. 契約の自動更新

共済期間は1年ですが、満期日の翌日(更新日)において被共済者が学生かつ満34歳以下であり、特にお申し出がない場合は、自動的に契約を更新します*4。なお、更新日における学生総合共済事業規約・細則の内容が契約内容となります(更新により契約内容が変更となる場合があります)。
*4 B1200コースの場合、満期日の翌日(更新日)において被共済者が満29歳以下であり、特にお申し出がない場合は、自動的に契約を更新します。

9. その他ご注意いただきたいこと

- ①重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者住所または契約者が指定する送付先(扶養者または親の住所)の変更がある場合は、必ずご加入の生協にご連絡ください。
- ②結婚や独立等により、契約者と組合員または被共済者が別生計となる場合、契約継続のためには手続きが必要となります。
- ③契約の更新が不適当と認められる場合、契約は更新できません。
- ④契約が解除または取消しとなった場合、すでに払い込まれた掛金は返還しません。
- ⑤入院・通院期間中に契約を変更し、共済金額に増減がある場合、変更後の入院・通院期間については、変更前と変更後のいずれか少ない共済金額でお支払いします。
- ⑥加入コースまたは加入商品を変更した場合でも、1回の入院・通院の支払限度日数は、変更前の契約における入院・通院の日数を通算します。
- ⑦G1200コースにご加入後、卒業や退学等により被共済者の範囲外となる場合は、必ずご加入の生協にご連絡ください。

なります。以降は1年ごとの自動継続となります。

2. 保険料

保険料は、月払いで1回あたり140円です。

3. 満期返れい金・解約返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・解約返れい金・契約者配当金はありません。ご契約を解約される場合は、ご加入の生協までご連絡ください。

4. クーリングオフ(契約申し込みの取消し)

本契約についてはクーリングオフ制度はありません。ただし、CO・OP共済の契約の申し込みが取り消された場合は、この保険の申し込みは無効となります。

5. ご加入時における注意事項

- ①ご加入に際し、重要な事項として他の同種の保険契約の「有無」および「内容」(以下「告知事項」といいます。))について回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入依頼書の記載内容を必ずご確認ください。
- ②CO・OP共済の契約が終了する場合、その終了する月の末日にこの保険の契約は終了します。

■保障の重複

保障内容が同様の個人賠償責任保険(賠償責任保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。))が他にある場合、保障が重複することがあります。保障内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご加入ください。
(注)保障重複の解消のために、特約の削除や保険の解約をされる場合、残した契約を解約されたり、家族状況が変化(同居から別居への変更等)することにより、保障がなくなったり、保障対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。
〈保障が重複する可能性のある主な特約〉
火災保険や傷害保険などの日常生活賠償特約、個人賠償責任特約 など

6. 引受保険会社破綻時等の取扱い

各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負い、いずれかの引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、その引受保険会社の保険金の80%(ただし、破綻時から3ヵ月間が経過するまでに発生した事故による保険金は100%)まで補償されます。

ご加入内容の確認事項

以下の確認事項は、今回お申し込みいただく保障がご希望に沿った内容になっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていることを確認させていただくためのものです。「重要事項説明書」やパンフレットを参照しながら、加入依頼書にご記入された内容を再度ご確認ください。

【ご確認ください】

- ①お申込内容が以下の点でご意向に合致していること
- ☐保障内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合等)
 - ☐ご契約金額(保険金額)
- 次ページへつづく ➡

- ➔ ☐ 加入期間(保障開始日および保険責任期間)
☐ 被保険者(保障の対象となる方)の範囲
② 加入依頼書の記載内容に誤りがないこと
③ 重要事項説明書の内容に不明な点がないこと

なお、個人賠償責任保険の引受保険会社および一般社団法人日本損害保険協会の苦情・ご相談のお問い合わせ先は、ご契約のしおりをご参照ください。

※個人賠償責任保険は、全国の組合員の皆様が多数ご加入されており、団体契約として健全な制度運営が求められています。万一、契約の更新が不相当と認められる場合、契約の更新はできませんのでご了承ください。

個人情報の取り扱いについて

【利用目的】コープ共済連(以下、「弊会」といいます)は、皆様からご提供いただいた個人情報を以下の目的で利用させていただきます。

- ① 共済契約の締結・維持管理ならびに共済金支払
- ② 共済商品・サービスのご案内・提供
- ③ ご加入の生協が実施する共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品・サービス・イベント・各種調査等のご案内・提供・実施
- ④ 業務品質向上のための取組み
- ⑤ 共同利用者が実施する事業の運営や各種商品、各種サービスのご案内・提供、生協加入のご案内
- ⑥ 弊会が契約者となる団体保険のご案内や契約手続き
- ⑦ 弊会ウェブサイトに入力いただいた個人情報や、ウェブサイトの閲覧履歴やアクセス状況の情報等の分析に基づく、サイト利用者の関心に応じた各種共済商品・サービスに関する広告等および弊会ウェブサイトのサービス改善等
- ⑧ その他、上記に関連・付随する業務、並びにお取引等を適切かつ円滑に履行するための業務

【第三者への提供】弊会は、次の場合に個人データを第三者に提供することがあります。

- ① 法令に基づく場合
- ② ご本人が同意されている場合
- ③ 業務執行上必要な範囲で、業務委託先に提供する場合
- ④ 個人情報の保護に関する法律に従って個人データの共同利用を行う場合
- ⑤ 再保険のために再保険会社に個人データを提供する場合
- ⑥ 学生生活の支援のために、被共済者が所属する大学に、「CO・OP共済」、「学生総合共済」ならびに弊会が保険契約者となる「団体契約」の加入状況および共済金・保険金の支払い状況などを大学生協を経由して提供する

場合

【共同利用】

- ① 弊会が保険契約者となる団体保険契約に関して取得した個人情報は、弊会ならびに弊会の会員である大学生協および引受保険会社、および保険代理店である(株)大学生協保険サービスにおいて、契約の締結・維持管理・保険金の支払いおよび各種案内・サービスなどのために利用します。
- ② 弊会は、各大学生協等と、学生総合共済加入者のCO・OP共済契約に関する個人データを共同利用します。
- ③ 弊会は、弊会の会員生協、その生協が所属する連合会、それらの団体の子会社・関連会社等と、学生総合共済の加入者に関する個人データを共同利用します。

個人情報の取扱いについての詳細は、弊会のホームページをご覧ください。

日本コープ共済生活協同組合連合会

<https://coopkyosai.coop>

個人賠償責任保険 個人情報の取り扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、コープ共済連が事務手続き等のために利用するほか、共栄火災が引受の審査、本契約の履行、共栄火災および共栄火災のグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災のホームページ

(<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)をご覧ください。

ご加入の前にこれらの個人情報の取り扱いに同意の上お申し込みください。

CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口 ☎ 0120-497-350 月～金 9:00～17:00 土曜、日曜、祝日、年末年始は休業

皆様からのご意見・ご要望や、苦情を承る窓口として、フリーダイヤルを開設しています。また、ホームページでも受け付けしております。 <https://coopkyosai.coop>

コープ共済 検索